

オークネット
バイクオークション
モト・バザール

市場規約



2024 年 4 月 1 日

目次

市場規約

- 第 1 条 (名称)
- 第 2 条 (当会の目的)
- 第 3 条 (所在地)
- 第 4 条 (開市の日時)
- 第 5 条 (会員の資格)
- 第 6 条 (取引の方法)
- 第 7 条 (任意解約)
- 第 8 条 (禁止行為)
- 第 9 条 (参加制限)
- 第 10 条 (品位の保持)
- 第 11 条 (除名及び契約の解除)
- 第 12 条 (クレーム及びトラブル処理)
- 第 13 条 (会の運営)
- 第 14 条 (運営上の免責)
- 第 15 条 (規約の改訂)

市 場 規 約

第 1 条(名称)

当会は「オークネット会」と称する。

第 2 条(当会の目的)

当会は次の事項を目的とする。

- 1.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品のオークション事業。
 - 2.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品の在庫取引市場の運営事業
 - 3.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品の在庫情報の提供。
 - 4.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品の相場情報の提供。
 - 5.売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。
- ※自動二輪車については、原動機付自転車含む。

第 3 条(所在地)

当会は東京都港区北青山2-5-8にその本拠地を置き、株式会社オークネット(以下「当会」という。)が運営を行うものとする。

第 4 条(開市の日時)

- 1.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品のオークション市場(以下、「オークネットバイクオークション」という。)は、毎週木曜日開催する。開始終了時刻は、会員専用サイト内において別途通知するものとする。
- 2.中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品の在庫取引市場(以下、「モト・バザール」という。)は、営業日の 午前9:30より午後6:00まで市場を開催する。
- 3.オークネットバイクオークション及びモト・バザールは、当会が事前に通知することにより、市場を休催、又は開催時間を延長または短縮することがある。

第 5 条(会員の資格)

当会の会員は下記の要件を満たさなければならないものとし、さらに、一般社団法人自動車公正取引協議会の会員であることを推奨する。

- 1.当会の会員は、当会会員名簿に登録されかつ、所轄公安委員会発行の「中古自動車／二輪車取扱古物商許可証(行商可)」の所有者でなければならない。
- 2.当会が要請する必要書類を提出し、当会が行う審査に合格しなければならない。
- 3.モト・オークコーナーに参加する場合は、モト・オーク運営規程に定められた参加資格が必要。
- 4.当会指定のインターネット通信環境を設置しなければならない。
- 5.当会指定の会員専用サイトのIDを保有しなければならない。
- 6.常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

第 6 条(取引の方法)

- 1.「オークネットバイクオークション」については、当会会員が会員所有のパーソナルコンピューター(以下「パソコン」という)及びインターネット通信環境を使用して、当会指定の会員専用サイト内において中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品等を価格幅にて競り上げるリアルタイムオークション。
- 2.「モト・バザール」については、当会が会員専用サイト内において提供する在庫取引市場により登録店、購入店の間の中古自動二輪車及び自動二輪用部品・用品等の仲介を行う。
- 3.会員は、当会における取引のすべての結果を遵守しなければならない。

第 7 条(任意解約)

会員は3ヶ月前の予告をもって、任意に当会を退会することができる。但し、当会に対して履行すべき債務・債権が存在する場合は、速やかに清算手続きを実施しなければならないものとする。また、契約期間満了前に、退会を希望する場合は、参加基本契約に基づき、違約金を支払わなければならない。

第 8 条(禁止行為)

会員は次の行為をしてはならない。

- 1.会員以外の者を「オークネットバイクオークション」及び「モト・バザール」に参加させること。
- 2.会員以外の者に、「オークネットバイクオークション」及び「モト・バザール」を閲覧させる行為をすること。
- 3.法的問題車及びその疑いのある車両・当会が取引制限する車両を出品・在庫車両登録すること。
- 4.会員専用サイト及び ID を利用する権利を譲渡または貸与すること。
- 5.会員専用サイトを利用して、一般顧客等に対しインターネット・出版物・チラシ等の移管を問わず、成約価格・卸売価格等を知らせること。
- 6.その他当会の定める諸規約、諸規程、諸契約で定める条項に違反すること。
- 7.上記各号に規程する内容に類似する行為全般

第 9 条(参加制限)

下記の各号の1つに該当する場合、当会は、その会員の参加制限をすることができる。

- 1.当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- 2.当会を介さず、会員間の談合によって取引をしたとき。
- 3.当会を介さず、その他の会員に直接連絡を行う行為
- 4.禁止行為、第8条に規定する行為を行ったとき。
- 5.当会が会員相互の利益につながらないと判断したとき。
- 6.その他、当会が当会のオークネットバイクオークション及びモト・バザールへの参加を不適当と判断したとき。

第 10 条(品位の保持)

会員は社会道徳を重んじ会員たるにふさわしい行状の保持に努めなければならない。

第 11 条(除名及び契約の解除)

- 1.当会は、会員が下記の各号に違反した場合、除名及び契約の解除ができるものとする。
 - ①基本契約、又は当会が規定した規程等に違反した場合
 - ②クレームによるトラブルの長期化、当会トラブル処理等に対して、異議申し立てを行い、円満なトラブル解決を妨げる行為を行った場合
 - ③当会の正常な運営を損なう会員の行為に対し当会の指導、勧告にその会員が従わない場合。
- 2.会員が、除名となった場合、基本契約も効力を失うものとする。
- 3.会員が、除名となった場合、当会からの請求または、通知により会員は期限の利益を喪失し、当会は、契約を解除することができる。
- 4.当会は、前項各号により、契約が解除された場合、契約解除に伴う損害賠償その他の財産上及び非財産上の如何なる要求もできるものとする。

第 12 条(クレーム及びトラブル処理)

- 1.オークネットバイクオークション又モト・バザール終了後に品質及び仕様について不良、または誤表示の事実が判明した場合、運営規程に基づいて、当会が売手、買手双方の調停処理、または裁定を行う。
- 2.前項以外のトラブルについて、当会が調停処理、または裁定を行う。
- 3.裁定の結果については、売手、買手双方ともこれに従わなければならない。

第 13 条(会の運営)

当会の運営については、本市場規約の他、別途定める諸規程、参加マニュアル等に基づきとり行われる。

第 14 条(運営上の免責)

当会はインターネット回線を使用するため、以下の場合には免責として契約の解除及び損害賠償の対象とはしない。

- 1.パソコン及びインターネット回線(含プロバイダ)の障害により正常な取引が行われなかったとき。
- 2.複数チャンネル開催におけるセリ参加において、重複したとき。
- 3.その他、利用契約書に定める事項。

第 15 条(規約 の改訂)

当会は、諸般の情勢の変化により市場規約の改訂が必要と判断した場合、必要な範囲内で変更できるものとする。この場合、監督諸官庁に届け出のうえ、当会は変更後の条項について効力発生日を定め、当会のウェブサイト等において事前に会員に通知する。